

認定こども園の認可・認定申請書提出に係る留意事項

○申請書の提出に先立ち、次の手続きが必要です。

1. 所在する市町への相談・協議

市町において、新規施設の必要性についての検討をいただくことが必要です。

2. 申請書（原案）の提出

申請書（原案）は、市町を通じて提出いただきます。

※申請書（原案）提出時に必要な書類は以下のとおりです。

(1) 下記3 現地確認の前に提出

ア 申請書（原案）（様式第1号、又は様式第1号の2）

イ 申請書参考様式1～4（付表を含む）

ウ 建物の平面図

エ 園庭（屋外遊戯場）の求積図

オ 資産状況に関する資料（収支予算書等、必要書類一覧に記載された資料。新設の幼保連携型及び特定認可外保育施設型のみ）

(2) 下記3 現地確認当日に2部提出

上記(1)を除く、必要書類（認可・認定申請時）一式

詳細は必要書類一覧（添付ファイル）をご確認ください。

3. 現地確認の実施

市町職員とともに施設に伺い、現地を確認します。施設整備等により認可・認定後使用する施設が確認出来ない場合、市役所（町役場）等において聞き取りを行います。

なお、現地確認の実施に先立ち、市町を通じて日時を予約いただく必要があります。

4. 申請書の補正

現地確認の結果、必要に応じて申請書の補正を指示します。

○補正完了後、市町を通じて申請書及び必要書類（認可・認定申請時）一式（正本）を提出してください。

◎今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、予定を変更する場合があります。